

適格請求書等保存方式 の概要

- インボイス制度の
理解のために —

令和5年10月1日

消費税の仕入税額控除の方式は
適格請求書等保存方式に



国 税 庁

この社会あなたの税がいきている

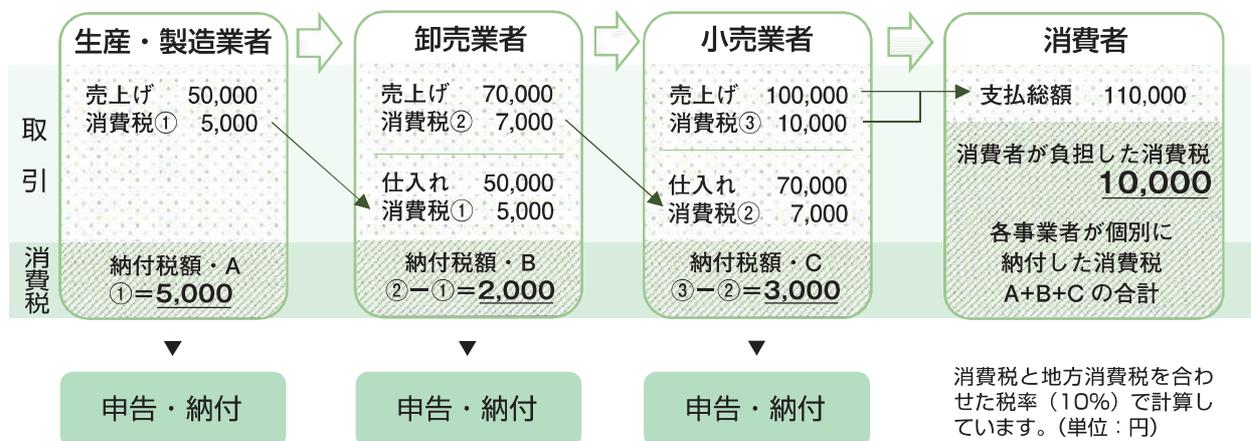
(令和3年7月)

消費税の基本的な仕組み

消費税とは

- > 商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。
- > 最終的に商品等を消費し、又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付します。

消費税の負担と納付の流れ



- > 税率は、
標準税率 10%
軽減税率 8%
の**複数税率**です。

| | 標準税率 | 軽減税率 |
|--------|-----------------------|------------------------|
| 消費税率 | 7.8% | 6.24% |
| 地方消費税率 | 2.2% (消費税額の 22/78) | 1.76% (消費税額の 22/78) |
| 合計 | 10% | 8% |

⇒ 軽減税率制度については P3

用語

課税事業者と免税事業者

- その課税期間※1の基準期間※2の課税売上高が 1,000 万円を超える事業者は消費税の納税義務者となり、消費税の申告及び納付を行う必要があります(「課税事業者」といいます。)

※1 原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度 ※2 原則として、個人事業者は前々年、法人は前々事業年度

- 基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告を行う必要はありません(「免税事業者」といいます。)

- 免税事業者でも、課税事業者となることを選択することができます。

詳しくは…

消費税の一般的な事柄及び手続については、

「消費税のあらし」
(国税庁ホームページ)等
をご覧ください。

消費税額の計算方法等

> 課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（「仕入税額控除」といいます。）計算します※。

○ 仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の要件を満たすことが必要です。

※ 基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する「簡易課税制度」を選択できます（事前に届出書の提出が必要です。）。

[参考] 納付税額は、国税の消費税額と、その消費税額から計算した地方消費税額を合計した金額です。

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※ (売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※ (仕入税額)}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

仕入税額控除

仕入税額控除の要件

| | ～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】 | 令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度) | |
|------|---------------------------|---|-----------------|
| 帳簿 | 一定の事項が記載された帳簿の保存 | 区分記載請求書等保存方式と同様 | |
| 請求書等 | 区分記載請求書等の保存 | 適格請求書 (いわゆるインボイス) 等の保存 | ここが変わります |

適格請求書等保存方式が開始されると…

詳しくは

- 適格請求書は、登録を受けた事業者のみが交付できます・・・P 5
- 適格請求書には、一定の事項を記載する必要があります・・・P 6
- 登録を受けた事業者には、適格請求書を交付する義務が生じます・・・P10
- 仕入税額控除の適用を受けるためには、適格請求書等の保存が必要となります・・・P14
- 税額計算の方法が変わります・・・P16
- 登録を受けるためには、登録申請手続が必要です・・・P17
- 公表サイトで、適格請求書発行事業者の公表事項を確認できます・・・P21

さらに詳しく

国税庁では、適格請求書等保存方式に関する Q&A (インボイス Q&A) を公表しています。
詳しくは、インボイス制度特設サイト (P22) をご覧ください。

※ このパンフレットは令和3年4月1日現在成立している法律に基づいて作成しています。

軽減税率制度

軽減税率は、以下の品目の譲渡を対象としています。

軽減税率の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

※ 食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が含まれず、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

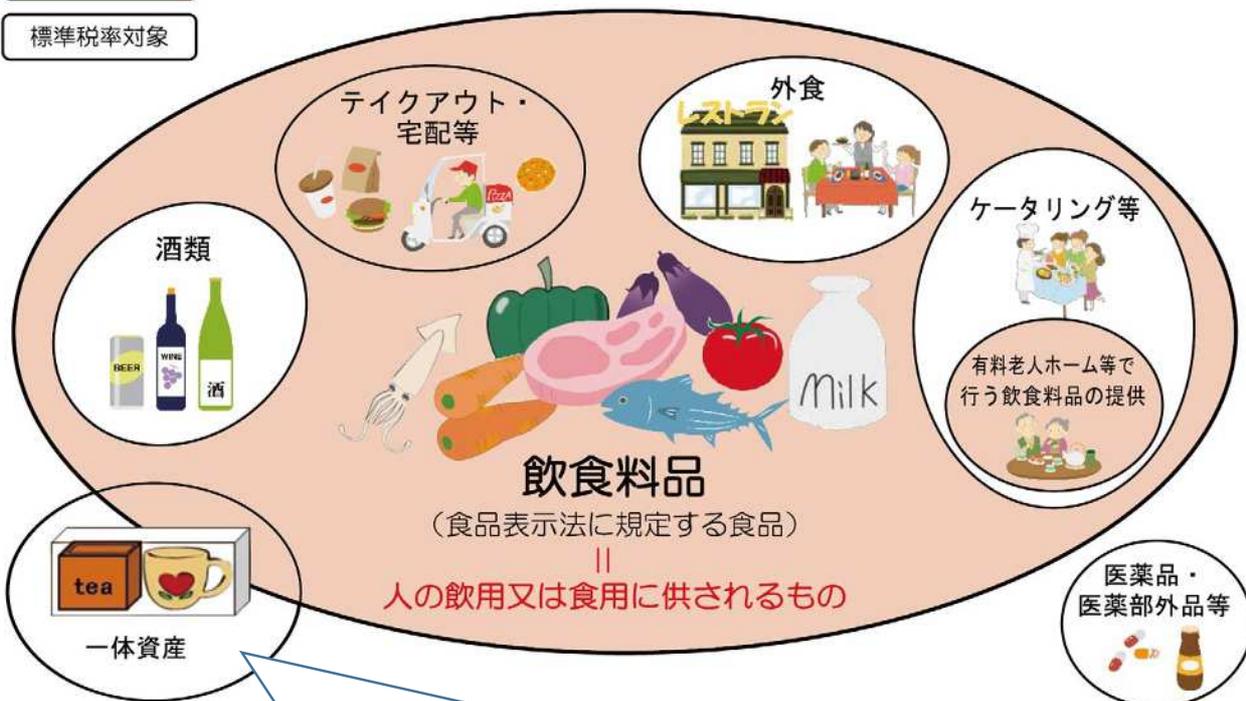
新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいいます。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



「一体資産」とは、例えば紅茶とティーカップのセット商品のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。「一体資産」のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります。）。

さらに
詳しく

軽減税率制度に関するより詳しい情報は、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。（パンフレットやQ&Aなどを掲載しています。）

区分記載請求書等保存方式

令和元年 10月1日
～令和5年9月30日

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、区分記載請求書等の交付や記帳などの経理（区分経理）を行う必要があります。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要です（区分記載請求書等保存方式）。

帳簿と区分記載請求書の記載事項

| 帳簿の記載事項 | 区分記載請求書の記載事項 |
|---------------------------|---|
| ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 | ① 請求書発行者の氏名又は名称 |
| ② 取引年月日 | ② 取引年月日 |
| ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨) | ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨) |
| ④ 対価の額 | ④ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額 |
| | ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称※ |
| | ※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、記載を省略できます。 |

※ 区分記載請求書等保存方式の下では、3万円未満の少額な取引や請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

※ 仕入先から交付された請求書等に、「③」の「軽減税率の対象品目である旨」や「④税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

帳簿と区分記載請求書の記載例

| 請求書 | |
|---------------|-----------------|
| 株〇〇御中 | |
| XX年11月2日 | |
| (XX年11月2日取引分) | |
| 割り箸 | 550円 |
| 牛肉 ※ | 5,400円 |
| ⋮ | |
| 合計 | 43,600円 |
| | (10%対象 22,000円) |
| | (8%対象 21,600円) |
| ※は軽減税率対象品目 | |
| 株△△ | |

税率ごとに区分して合計した税込対価の額

税率(10%、8%)の異なるごとに合計した税込金額を記載する。

軽減税率の対象品目である旨

- 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
- 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

| 総勘定元帳(仕入れ) | | | | 株〇〇 | |
|------------|----|-----------|--------|-----|---|
| XX年 | 摘要 | | 借方 | 貸方 | |
| 月 | 日 | | | | |
| 11 | 2 | 株△△ 雑貨 | 22,000 | | |
| 11 | 2 | 株△△ 食料品 ※ | 21,600 | | |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | | ⋮ |

※は軽減税率対象品目

【請求書】

- これ以外に、例えば次のような方法があります。
- 同一請求書内で、商品を税率の異なるごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
 - 税率の異なるごとに請求書を分けて発行する。

【帳簿】

税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

1 適格請求書等保存方式の概要

適格請求書等保存方式とは

- > 複数税率に対応したものとして開始される、仕入税額控除の方式です。
- 買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「**適格請求書**」等の保存が必要となります。
- 買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。

⇒ 仕入明細書等による対応についてはP8

開始時期

- > **令和5年10月1日**に開始されます。

適格請求書とは

- > 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、**登録番号**のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。
- 請求書や納品書、領収書、レシート等、その名称は問いません。

⇒ 記載事項についてはP6

- 適格請求書の交付に代えて、電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ）を提供することも可能です。

⇒ 電磁的記録の提供についてはP9

- > 適格請求書を交付することができるのは、**税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」**に限られます。

- 課税事業者が、登録を受けることができます。

⇒ 登録申請手続についてはP17

- ※ 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、適格請求書に該当しない請求書等は発行することができます。
- ※ 登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。